

福島市除雪アダプト制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、積雪による交通阻害の除去を目的とし、市民と市との共創による道路除雪体制の構築を促進するため、福島市除雪アダプト制度（以下、「アダプト制度」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 アダプト制度の参加対象となるものは、自主的に道路の除雪活動を行う団体で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内会
- (2) P T A
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する企業及びそれに類似するものとして市長が認める団体
- (4) その他通学路などの自主除雪活動を行うボランティア団体

(対象区域)

第3条 アダプト制度の対象となる区域は、福島市道及び福島市内に所在する学校教育法第1条に定める学校の通学に利用される道路（歩道を含む。）とする。

(申込)

第4条 アダプト制度に参加しようとする団体（以下、「参加団体」という。）は、自ら除雪活動を行う道路の区域を定め、市長に活動申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(協定書の締結)

第5条 市長は、前条の申込があったとき、事業の実施について適当と判断した場合は、当該参加団体と協定書（様式第2号）を締結する。

(活動期間)

第6条 参加団体の活動期間は前条の協定書を取り交わした日から当該年度の末日までとし、参加団体は活動期間における対象区域の除雪活動を行うものとする。ただし、期間満了日までに市長と参加団体のいずれからも異議がない場合は次年度も継続するものとし、以後もこれに準ずるものとする。

(活動の中止)

第7条 参加団体が活動期間中に活動を中止する場合は、活動辞退届(様式第3号)を市長へ提出するものとする。

(協定の解除)

第8条 市長は、参加団体が協定期間中に前条の活動辞退届を提出したとき、協定書に規定する役割を果たしていないとき及び参加団体としてふさわしくないと認められたときは、協定を解除することができる。

(活動報告)

第9条 参加団体は活動期間終了後、活動報告書(様式第4号)を速やかに市長に提出するものとする。

(市の役割)

第10条 市長は、参加団体の活動に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) ホームページでの当該団体及び活動の紹介
- (2) ボランティア活動に対する保険の加入
- (3) 除雪用具の貸出
- (4) 小型除雪機械に使用する燃料の支給
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第11条 アダプト制度に関する庶務は、建設部道路保全課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。